

毎週火曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和37年12月15日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次
◇規則 鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則
鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則

規 則

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則をここに公布する。

昭和三十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十一号

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則

(目的)

第一条 この規則は、長期間にわたり失業対策事業紹介
適格者であった者を雇用する事業主に対し、日雇労働

者雇用奨励金を交付することにより失業対策事業紹介
適格者の常用労働者としての就職を促進し、もって職
業の安定に資することを目的とする。

2 日雇労働者雇用奨励金の交付に関しては、この規則
によるのほかに鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年
四月鳥取県規則第二十二号)による。

(定義)

第二条 この規則で「常用労働者」とは、雇用期間の定
めがなく雇用される者又は雇用期間の定めがあっても
雇用された日から一年以上の期間引き続いて雇用され
ることが予定されている者という。

(対象事業主)

第三条 この規則の定めるところにより日雇労働者雇用
奨励金(以下「雇用奨励金」という。)の支給を受け
ることができる者は、公共職業安定所の紹介により、
次の各号の一に該当する労働者(以下「対象労働者」
という。)を常用労働者として雇用する事業主(以下
「対象事業主」という。)とする。

一 当該紹介の日まで引き続いて一年以上、鳥取県の区域内にある公共職業安定所から失業対策事業紹介適格者手帳（以下「適格者手帳」という。）の交付を受けている者

二 他の事業主に雇用されている間、この規則による雇用奨励金の支給の原因となつていた労働者で、その雇用された日から一年未満の期間内に、その者の責に帰すことのできない理由により離職しその離職した日から一箇月を経過しないもの

（支給条件）

第四条 雇用奨励金は、雇用された常用労働者が、雇用された日から三箇月以内に、失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第七十五号）の被保険者（失業保険法の規定による雇労働被保険者を除く。）となり、又は法令、条例等の規定に基づき、これらの保険による給付と同等以上の給付を内容とする制度の対象となる資格が与えられて

いる場合に限り支給する。

（支給期間等）

第五条 雇用奨励金は、三箇月ごとに、その期間に係る月分を支給する。

2 雇用奨励金は、対象労働者を常用労働者として雇用した日の属する月の翌月（雇用した日が月の初日であるときは、その属する月）から翌年の応当する月の前月まで支給する。

（支給月額）

第六条 雇用奨励金の支給月額額は、当該一箇月間に対象労働者に支払われた賃金（臨時に支払われた賃金及び三箇月をこえる期間ごとに支払われる賃金を除く。）の総額（その総額に、五百円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとし、五百円以上千円未満の端数があるときは、その端数を千円として計算する。）の二分の一に相当する額（その額が別表に定める額をこえるときは別表に定める額）とする。

（交付申請）

第七条 雇用奨励金の交付を受けようとする者は、対象労働者を雇用した日から一箇月以内に様式第一号による雇用奨励金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を二通作成し、当該労働者が適格者手帳の交付を受けていた公共職業安定所長を経由して、知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第八条 知事は、前条の交付申請書の提出があつた場合において、その内容を審査し、雇用奨励金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行ない申請者に対し、様式第二号による雇用奨励金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）により、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の審査をした場合において、雇用奨励金を交付すべきでないとき認めるときは、交付の不承認の決定を行ない、様式第三号による雇用奨励金交付不承認決定通知書によりその旨及びその理由を申請者に対して通知するものとする。

（雇用状況の報告）

第九条 前条第一項の通知を受けた事業主は、決定通知書に記載された支給起算日後三箇月ごとに、当該期間の最終月の翌月の十五日までに、様式第四号による雇用状況報告書を二通作成し、当該労働者が適格者手帳の交付を受けていた公共職業安定所長を経由して、知事に報告しなければならない。

（支給）

第十条 知事は、前条の雇用状況報告を受理した場合は、その内容を審査し、当該三箇月分ごとに支給の決定を行ない、事業主に対し、様式第五号による雇用奨励金支給決定通知書により、その旨を通知するとともに、雇用奨励金を支給するものとする。

（返還及び返還免除）

第十一条 雇用奨励金の支給を受けた事業主は、当該労働者をその雇用した日から一年以上雇用しなかつたとき、又は偽りその他不正の手段により雇用奨励金の支給を受けたときは、すでに支給を受けた雇用奨励金の

全部を返還しなければならない。

- 知事は、雇用奨励金の支給を受けた事業主が、次の各号に掲げる理由により一年以上当該労働者を雇用しなかったとき、その他返還することが不適当と認めるときは、前項の規定にかかわらずすでに支給を受けた雇用奨励金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- 一 当該労働者が死亡したこと。
- 二 当該労働者をその者の實に帰すべき理由によって解雇したこと。
- 三 当該労働者がその者の都合によって退職したこと。
- 四 事業を休止し、又は廃止したこと。

(返還請求及び返還免除手続等)

第十二条 知事は、前条第一項に規定する返還理由が発生したものと認めるときは、事業主に対し、様式第六号による雇用奨励金返還請求通知書(以下「返還請求通知書」という。)により返還請求を行なうものとする。

- 前条第二項の規定による返還の免除を受けようとする事業主は、様式第七号による雇用奨励金返還免除申請書(以下「返還免除申請書」という。)を返還請求通知書を受けた日から一箇月以内に当該労働者が適格者手帳の交付を受けた公共職業安定所長を経由して、知事に提出しなければならない。
- 知事は、返還免除申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、免除すべきものと認めるときは、全部又は一部の免除の決定を行ない、申請者に対し、様式第八号による雇用奨励金返還免除決定通知書によりその旨を通知するものとする。
- 返還免除申請書の内容審査の結果、免除すべきでないとして認められた場合は、返還免除の不承認の決定を行ない、申請者に対し、様式第九号による雇用奨励金返還免除不承認決定通知書によりその旨及びその理由を通知するものとする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 適用日からこの規則施行の日の前日までの間に、対象事業主となった者の第七条の規定による雇用奨励金の交付の申請は、同条の規定にかかわらずこの規則施行の日から一箇月以内とする。
- 第九条に規定する支給起算日が、適用日からこの規則施行の日前三箇月までの間と決定された事業主の同条の規定による雇用状況の報告は、同条の規定にかかわらず決定通知書を受け取った日から一箇月以内とする。

別表

就 職 地 域	雇用奨励金 最高限度額
鳥取県及び左記以外の県	四、五〇〇円
青森県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、岡山県、長崎県、熊本県	五、〇〇〇円
埼玉県、千葉県、静岡県、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、山口県、福岡県	五、五〇〇円
北海道、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県	六、〇〇〇円

日雇労働者雇用奨励金交付申請書

[様式第1号]

交付番号

日雇労働者雇用奨励金交付決定通知書

[様式第2号]

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

昭和 年 月 日申請のあった日雇労働者雇用奨励金の交付については、下記のとおり、交付することに決定いたしましたので通知します。

記

交付対象事業主名
雇用労働者氏名
支給起算日

(注意)

1. 支給起算日から3月ごと比、その翌月の15日までに、雇用状況報告書によって上記の雇用労働者の雇用状況を報告して下さい。
2. 上記の雇用労働者が雇用した日から1年未済に離職したときは、手帳交付公共職業安定所長を經由してその旨を報告して下さい。

交付申請額	円	紹介公共職業安定所関係	紹介年月日	
事業所の名称		雇用形態	就職年月日	
所在地		雇用期間	雇用期間	
業種		失業者手帳	失業者手帳	
社会保険加入状況		資格者手帳	資格者手帳	
労働者氏名		通格者手帳	通格者手帳	
性別	男/女	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	
雇用条件		雇用年月日	雇用年月日	
		雇用形態	雇用形態	
		雇用期間	雇用期間	
		賃金	賃金	
		住宅提供	住宅提供	
		有	有	

上記のとおり雇用奨励金を交付下さされたく申請致します。

申請人 住所 地
名 称
代表者 氏 名
鳥取県知事 殿

日雇労働者雇用奨励金交付不承認決定通知書

[様式第3号]

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

昭和 年 月 日交付申請のあった日雇労働者雇用奨励金の交付については、下記の理由で承認することができないことと決定致しましたので通知します。

記

(不承認の理由)

雇用状況報告書

[様式第4号]

(第 期分)

就 労 状 況				各種社会保険の適用状況			
対 象 月	月	月	月	被保険者資格取得年月日	公共職業安定所長の証明	厚生年金	健康保険
出 勤 日 数	日	日	日	被保険者資格取得年月日	健康保険	被保険者資格取得年月日	健康保険
備 考	(離職年月日) (離職事由)			公共職業安定所長の証明	健康保険	被保険者資格取得年月日	健康保険
賃 金 支 払 状 況	円	円	円	公共職業安定所長の証明	健康保険	被保険者資格取得年月日	健康保険
対 象 月	月	月	月	公共職業安定所長の証明	健康保険	被保険者資格取得年月日	健康保険
賃 金 支 払 額	円	円	円	公共職業安定所長の証明	健康保険	被保険者資格取得年月日	健康保険

上記のとおり報告します。

事業主 所在地
名 称
代表者氏名
鳥取県知事 殿

【様式第6号】

日雇労働者雇用奨励金返還請求通知書

番 号
年 月 日

鳥取県知事 関

股

さきに支給した日雇労働者雇用奨励金を下記のとおり返還して下さい。

記

支給通知 年月日	金額	返還すべき額		返還期限	年 月 日
		返還理由	返還金額		
第1期分					
第2期分					
第3期分					
第4期分					
計					
予備欄					

(注意) 規則第11条の規定に該当する場合はその免除を申請することが出来ますので、所要の手続きをとって下さい。

【様式第5号】

日雇労働者雇用奨励金支給決定通知書

番 号
年 月 日

鳥取県知事 関

股

第 期分の日雇労働者雇用奨励金を下記のとおり支給することとしたので通知します。

記

1. 雇用労働者氏名
2. 対象 月 月
3. 支給金額

【様式第8号】

日雇労働者雇用奨励金返還免除決定通知書

番 号
年 月 日

鳥取県知事 関

股

昭和 年 月 日返還免除申請のあった日雇労働者雇用奨励金については、下記のとおりその返還を免除することに決定したので通知します。

記

1. 支給額
2. 返還免除額

【様式第7号】

日雇労働者雇用奨励金返還免除申請書

支給通知 年月日	金額	返還免除申請額	
		返還免除申請理由	金額
第1期分			
第2期分			
第3期分			
第4期分			
計			

上記のとおり雇用奨励金の返還免除を願いたく申請致します。

年 月 日
申請人

所在地
名 称

代表者
氏 名

鳥取県知事 関

規則

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則をここに公布する。
昭和三十七年十二月二十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十二号

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、長期間にわたり失業対策事業紹介
適格者であった者に対し、日雇労働者就職支度金を貸
し付けることにより、失業対策事業紹介適格者の常用
労働者としての就職を促進し、もって職業の安定に資
することを目的とする。

(貸付けの対象)

第二条 この規則の定めるところにより日雇労働者就職
支度金(以下「就職支度金」という。)の貸付けを受け
ることができる者は、公共職業安定所の紹介により
常用労働者(雇用期間の定めがなく雇用される者又は

[様式第9号]

日雇労働者雇用奨励金返還免除不承認決定通知書

昭和 年 月 日申請のあった日雇労働者雇用奨励金の返還免除については、下記の理由で承認することができな
いと決定致しましたので通知します。

鳥取県知事 啓
記

支給額	返還免除申請額
不承認の理由	

雇用期間の定めがあつても雇用された日から一年以上の期間引き続いて雇用されることが予定されている者をいう。以下同じ。)として就職した者で、当該紹介の日まで引続いて二年以上失業対策事業紹介適格者(鳥取県の区域内にある公共職業安定所から失業対策事業紹介適格者手帳(以下「適格者手帳」という。)の交付を受けている者をいう。)であつたものとする。

(貸付金額の限度)

第三条 就職支度金の貸付額は、二万円を最高限度とする。

(貸付けの条件)

第四条 就職支度金の貸付けを受けた者は、就職した日から十年未満の期間内に離職したときは離職した日から、その他のときは就職した日後一年を経過した日から、それぞれ六十日以内に貸付金を償還しなければならない。

2. 就職支度金の貸し付けについては、無利子とする。

3 知事は、就職支度金の貸付けを受けた者が償還期限

までに貸付金の償還を行わなわいときは、支払期限満了の日の翌日から支払の日までの期間について、延滞金額百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を徴収することができる。

(連帯保証人)

第五条 就職支度金の貸付けを受ける者は、連帯保証人を立てなければならない。

(貸付申請)

第六条 就職支度金の貸付けを受けようとする者は、就職した日から一箇月以内に、様式第一号による就職支度金貸付申請書(以下「貸付申請書」という。)を二通作成し、適格者手帳を交付した公共職業安定所長を経由して、知事に提出しなければならない。

(貸付決定)

第七条 知事は、前条の貸付申請書の提出があつた場合において、その内容を審査し、就職支度金を貸し付けるべきものと認めるときは、貸付けの決定を行ない、申請者に対して様式第二号による就職支度金貸付決定

通知書(以下「貸付決定通知書」という。)により、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の審査をした場合において、就職支度金を貸し付けるべきでないと認めるときは、貸付けの不承認の決定を行ない、様式第三号による就職支度金貸付不承認決定通知書によりその旨及びその理由を申請者に対して通知するものとする。

(貸付決定の取消)

第八条 知事は、貸付けの決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、すでに行なった貸付け決定を取り消すことができる。

一 住所不明等で、貸付決定通知書の到達が困難な状態にあるとき。

二 第九条の規定により、就職支度金の貸付けを受ける手続をとらなむとき。

2 前項第二号に該当することにより貸付け決定を取り消したときは、貸付決定を受けた者に対し、様式第四号による貸付決定取消通知書により通知するものとする。

る。

(貸付け)

第九条 第七条第一項の規定により貸付決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から十五日以内に、様式第五号による就職支度金借用証書に貸付決定通知書を添えて、これを適格者手帳を交付した公共職業安定所長を経由して、知事に提出し、就職支度金の貸付けを受けるものとする。

(償還の免除)

第十条 知事は、就職支度金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、第四条第一項の規定にかかわらず貸し付けた就職支度金の償還を免除することができる。

一 一年以上当該事業所に引き続き雇用されたとき。

二 前号に該当する場合のほか、就職の日から一年を経過した日において第十一条各号の規定に該当することにより償還を猶予され又は同条各号に該当すると知事が認められたとき。

三 死亡、災害、盗難、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により、償還が不可能となった場合であつて、保証人に償還を求めることが困難なとき。

(償還の請求)
第十二条 知事は、貸し付けた就職支度金を償還させるときは、貸付けを受けた者に対して、様式第六号による就職支度金償還請求通知書により請求するものとする。

(償還の猶予)

第十一条 知事は、就職支度金の貸付けを受けた者が償還期限到来の際に、次の各号の一に該当するとき、又は災害、盗難、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により、償還することが著しく困難と認めるときは、第四条の規定にかかわらず、その償還を猶予することができる。

(償還免除等の申請)

第十三条 第十条又は第十一条の規定により、償還の免除又は償還の猶予を申請しようとする者は、様式第七号による就職支度金償還免除申請書(以下「償還免除等申請書」という。)を償還の免除の申請にあつては就職の日から一年を経過した日から一箇月以内に、償還の猶予の申請にあつては償還期限の一箇月前までに、適格者手帳を交付した公共職業安定所長を経由して、知事に提出しなければならぬ。

(償還免除等の決定)

第十四条 知事は、償還免除等申請書の提出があつた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その全部又は一部の償還の免除又は償還の猶

一 当該事業所を離職した後、他の事業所に常用労働者として雇用されているとき。
二 その者の責に帰することができない理由により当該事業所を離職した後、ただちに公共職業安定所に常用労働者として就職するため求職の申込を行ない、求職活動を行なっているとき。
三 前各号に掲げるときのほか、知事が適当と認めるとき。

[様式第3号]

日雇労働者就職支度金貸付不承認決定通知書

号 日 月 年 番

股

鳥取県知事

團

昭和 年 月 日 日貸付申請のあった日雇労働者就職支度金の貸付については、下記の理由で承認することができないことと決定しましたので通知します。

記

(不承認の理由)

[様式第4号]

日雇労働者就職支度金貸付決定取消通知書

号 日 月 年 番

股

鳥取県知事

團

昭和 年 月 日 第 号日雇労働者就職支度金貸付決定通知書により就職支度金の貸付決定を通知したが、下記の理由により、その貸付決定を取消しましたから通知します。

記

(取消理由)

[様式第5号]

日雇労働者就職支度金借付証書

借付金額 金 円也

上記のとおり借付いたしました。借還については、規則第4条に定めるところに従い誠実に相違なく借還いたします。

昭和 年 月 日

借受人本籍

住所 氏名
連帯保証人本籍 住所 氏名

鳥取県知事 殿

[様式第6号]

日雇労働者就職支度金借還請求通知書

号 日 月 年 番

股

鳥取県知事

さきに貸し付けた日雇労働者就職支度金を下記のとおり借還して下さい。

記

(1)貸付額	借還すべき額 (1)-(2)-(3)	借還理由	借還期限	年月日
(2)すでに借還した額				
(3)借還を免除した額				
予備欄				

【様式第7号】

日雇労働者就職支度金 償還免除申請書

借受金額 円 貸付決定番号 号
返還金額 円 免除、猶予申請額 円

申請理由
1年以上雇用された場合
継続し、1年以上雇用を証明します。
事業主 氏名 日名

理由
公共職業安定所
公共職業安定所長

上記のとおり就職支度金の償還免除を願いたく申請いたします。
年 月 日 借受人 住所 氏名
連帯保証人 住所 氏名
鳥取県知事 殿

※母欄の記載事項については、公共職業安定所が証明可能な場合を調査し、所要の証明書を添付すること。

【様式第8号】

日雇労働者就職支度金 償還免除決定通知書

昭和 年 月 日 借受免除申請のあった日雇労働者就職支度金について、下記のとおり償還を猶予することにより決定したので通知いたします。

借受人 住所 氏名
住所 氏名
住所 氏名

貸付番号 年月日
貸付決定年月日 年月日
貸付金額 円
償還免除(猶予)額 円

【様式第9号】

日雇労働者就職支度金 償還免除不承認決定通知書

昭和 年 月 日申請のあった日雇労働者就職支度金の償還免除については、下記のとおり償還を猶予することと決定致しましたので通知いたします。

借受人 住所 氏名
住所 氏名
住所 氏名

借受人	氏名	住所	貸付番号	年月日	年月日
保証人	氏名	住所	貸付金額		円
			償還免除(猶予)額		円
			申請額		円
不承認の理由					